

個人 1

受 令和 6 年 2 月 20 日
付 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 6 年 2 月 20 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 いとう伸一

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	国民健康保険の健康診査について
要 旨	<p>高齢化社会において、高齢者がいつまでも健康でいられることは、本人が「元気に働くことができる」「長く社会貢献できる」だけでなく、現役世代と言われる64歳までの市民の「介護負担を減らす」ことにつながり、全ての世代にとっても嬉しいことです。</p> <p>ここでは健康都市である本市の65歳以上を対象とする健康診査の実施状況について伺う。</p> <p>(1) 本市が実施する健康診査の種類について</p> <p>(2) それぞれの健康診査の対象者数と受診者数について</p> <p>(3) 健康診査の市民への周知方法について</p> <p>(4) 健康診査を受ける市民のメリットと受診者が増えることによる尾張旭市のメリットについて</p> <p>(5) 今後の受診者を増やす施策について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

